

別 紙

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)  <u>法人税法附則第20条第3項</u> . . . . .</p> <p>第1 適格年金契約の要件に関する事項            (退職年金の支給要件が満たされないため支給する退職一時金)            1 - 1 <u>法人税法施行令(以下「法令」という。)附則第16条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(退職年金に代えて支給する退職一時金)            1 - 2 <u>法令附則第16条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(退職年金)            1 - 3 <u>法令附則第16条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(受益者等の範囲から除外すべき者)            1 - 5 例えば、次に掲げるような者は、<u>法令附則第16条第1項第2号</u>《契約の当事者及び内容》に規定する「<u>受益者等</u>」(以下「<u>受益者等</u>」という。)から除かれることに留意する。            (1) 業務委託契約、請負契約等、事業主と雇用契約以外の契約に基づく関係にある者のように使用人と認められない者            (2) 1年に満たない期間を定めて雇い入れられる者のように、日々雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者</p>	<p>(趣旨)  <u>法人税法第84条第3項</u> . . . . .</p> <p>第1 適格年金契約の要件に関する事項            (退職年金の支給要件が満たされないため支給する退職一時金)            1 - 1 <u>法人税法施行令(以下「法令」という。)第159条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(退職年金に代えて支給する退職一時金)            1 - 2 <u>法令第159条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(退職年金)            1 - 3 <u>法令第159条第1項第1号</u> . . . . .</p> <p>(受益者等の範囲から除外すべき者)            1 - 5 例えば、次に掲げるような者は、<u>法令第159条第1項第2号</u>《契約の当事者及び内容》に規定する「<u>受益者等</u>」から除かれることに留意する。            (1) 業務委託契約、請負契約等、事業主と雇用契約以外の契約に基づく関係にある者のように使用人として認められない者            (2) 1年に満たない期間を定めて雇い入れられる者のように、日々雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(加入者負担掛金の限度等)</p> <p>1 - 6 <u>法令附則第16条第1項第3号</u> . . . . . <u>同項第2号</u> . . . . .  . . .</p> <p>(予定死亡率)</p> <p>1 - 8 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第5号口</u> . . . . .</p> <p>(予定脱退率)</p> <p>1 - 9 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第5号口</u> . . . . .</p> <p>(予定昇給率)</p> <p>1 - 13 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第5号口</u> . . . . .</p> <p>(予定死亡率、予定脱退率及び予定昇給率の算定基準日)</p> <p>1 - 14 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第4号</u> . . . . .</p> <p>(予定利率の変更)</p> <p>1 - 15 <u>法令附則第16条第1項第5号イ</u> . . . . . <u>同項第4号</u> . . . . .  . . .</p> <p>(予定死亡率、予定脱退率又は予定昇給率の変更)</p> <p>1 - 16 予定死亡率、予定脱退又は予定昇給率については、それぞれ次に掲げる場合でその見直しが必要なときを除き、次回の財産再計</p>	<p>(加入者負担掛金の限度等)</p> <p>1 - 6 <u>法令第159条第1項第3号</u> . . . . . <u>法令第159条第1項第2号</u> . . . . .</p> <p>(予定死亡率)</p> <p>1 - 8 . . . . . <u>法令第159条第1項第4号口</u> . . . . .</p> <p>(予定脱退率)</p> <p>1 - 9 . . . . . <u>法令第159条第1項第4号口</u> . . . . .</p> <p>(予定昇給率)</p> <p>1 - 13 . . . . . <u>法令第159条第1項第4号口</u> . . . . .</p> <p>(予定死亡率、予定脱退率及び予定昇給率の算定基準日)</p> <p>1 - 14 . . . . . <u>法令第159条第1項第3号の2</u> . . . . .</p> <p>(予定利率の変更)</p> <p>1 - 15 <u>法令第159条第1項第4号イ</u> . . . . . <u>法令第159条第1項第3号の2</u> . . . . .</p> <p>(予定死亡率、予定脱退率又は予定昇給率の変更)</p> <p>1 - 16 予定死亡率、予定脱退又は予定昇給率については、それぞれ次に掲げる場合でその見直しが必要なときを除き、次回の財産再計</p>

改 正 後	改 正 前
<p>算の時までは変更することができないことに留意する。</p> <p>(1) 予定死亡率  予定死亡率の基礎とした国民生命表等が改められた場合</p> <p>(2) 予定脱退率  イ 加入者となる資格又は定年年齢を変更した場合  ロ 合併、分割又は営業の譲渡（以下「合併等」という。）又は共同受託契約の変更等により加入者数が大幅に増減した場合</p> <p>(3) 予定昇給率  (2)のイ又はロに該当する場合ほか、事業主の給与体系又は給料、賃金等の体系が変更された場合</p> <p>（財政再計算）  1 - 17 <u>法令附則第16条第1項第5号ロ</u> . . . . .</p> <p>（掛金等の額）  1 - 18 <u>法令附則第16条第1項第6号</u> . . . . .</p> <p>（貯蓄性年金の禁止）  1 - 19 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第6号</u> . . . . . <u>同項第4号</u> . . . . .</p>	<p>算の時までは変更することができないことに留意する。</p> <p>(1) 予定死亡率  予定死亡率の基礎とした国民生命表等が改められた場合</p> <p>(2) 予定脱退率  イ 加入者となる資格又は定年年齢を変更した場合  ロ 合併、<u>営業譲渡</u>又は共同受託契約の変更等により加入者数が大幅に増減した場合</p> <p>(3) 予定昇給率  (2)のイ又はロに該当する場合ほか、事業主の給与体系又は給料、賃金等の体系が変更された場合</p> <p>（財政再計算）  1 - 17 <u>法令第 159条第1項第4号ロ</u> . . . . .</p> <p>（掛金等の額）  1 - 18 <u>法令第 159条第1項第5号</u> . . . . .</p> <p>（貯蓄性年金の禁止）  1 - 19 . . . . . <u>法令第 159条第1項第5号</u> . . . . . <u>法令第 159条第1項第3号の2</u> . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(掛金等の払込金額)</p> <p>1 - 20 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第7号</u> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) <u>法令附則第16条第1項第9号</u>ハ若しくはト《要留保額の事業主返還》又は<u>法人税法施行規則</u>(以下「法規」という。)附則第5条第2項各号 . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(注) 1 <u>法規附則第5条第2項第2号</u> . . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p>イ . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>ハ . . . . . <u>法令附則第16条第1項第7号</u> . . . . .</p>	<p>(掛金等の払込金額)</p> <p>1 - 20 . . . . . <u>法令第159条第1項第6号</u> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) <u>法令第159条第1項第8号</u>ロ若しくはヘ《要留保額の事業主返還》又は<u>法人税法施行規則</u>(以下「法規」という。)第39条第1項各号 . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(注) 1 <u>法規第39条第1項第3号</u> . . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p>イ . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>ハ . . . . . <u>法令第159条第1項第6号</u> . . . . .</p>
<p>(上場株式会社による過去勤務債務掛金等の払込み)</p> <p>1 - 21 <u>法令附則第16条第2項</u>《上場株式会社による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》の規定により<u>過去勤務債務掛金等</u>を証券取引所に上場されている株式(以下「上場株式」という。)により払い込む場合において、退職年金規程等に定める<u>過去勤務債務掛金等の払込日</u>(以下「払込日」という。)の2営業日前から払込日までの間のいずれかの日の証券取引所において公表された当該上場株式の最終の売買価格を払込日における当該上場株式会社による払込金額としているときは、これを認める。</p>	<p>(上場株式会社による過去勤務債務等に係る掛金の払込み)</p> <p>1 - 21 <u>法令第159条第2項</u>《上場株式会社による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》の規定により<u>過去勤務債務等に係る掛金等</u>を証券取引所に上場されている株式(以下「上場株式」という。)により払い込む場合において、退職年金規程等に定める<u>過去勤務債務等に係る掛金等の払込日</u>(以下「払込日」という。)の2営業日前から払込日までの間のいずれかの日の証券取引所において公表された当該上場株式の最終の売買価格を払込日における当該上場株式会社による払込金額としているときは、これを認める。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(要留保額の受益者等帰属)</p> <p>1 - 24 <u>法令附則第16条第1項第10号</u> . . . . .</p> <p>(年金契約の一部解除)</p> <p>1 - 25 <u>法令附則第16条第1項第10号</u> . . . . . <u>同項第11号</u> . . . . .</p> <p>(給付の額の減額)</p> <p>1 - 26 <u>法令附則第16条第1項第11号</u>《給付の減額変更》に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(1) 受益者等が厚生年金基金の加入員となったため、又は既に厚生年金基金の加入員である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該厚生年金基金に係る給付の額に含めるため、当該厚生年金基金に係る給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合</p> <p>(2) <u>受益者等が確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項《定義》に規定する確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。)の加入者となったため、又は既に確定給付企業年金の加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を同法第3条第1項《確定給付企業年金の実施》に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づく給付の額に含めるため、当該確定給付企業年金に係る規約に基づく給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合</u></p>	<p>(要留保額の受益者等帰属)</p> <p>1 - 24 <u>法令第159条第1項第9号</u> . . . . .</p> <p>(年金契約の一部解除)</p> <p>1 - 25 <u>法令第159条第1項第9号</u> . . . . . <u>同項第10号</u> . . . . .</p> <p>(給付の額の減額)</p> <p>1 - 26 <u>法令第159条第1項第10号</u>《給付の減額変更》に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。</p> <p>(1) 受益者等が厚生年金基金の加入員となったため、又は既に厚生年金基金の加入員である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該厚生年金基金に係る給付の額に含めるため、当該厚生年金基金に係る給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 給与水準の引上げ又は定年年齢の引上げ等雇用条件の改善の見返りとして給付の額を減額する場合</p> <p>(4) 事業主が債務超過の状態にある等経営不振の状態に陥ったため、給付の額を減額する場合</p> <p>(5) 運用利回りの著しい低下等の事由により過去勤務債務等の額が著しく増加し、給付の額を減額しなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(6) 合併又は営業の譲渡に伴い、被合併法人又は営業の譲渡を行った事業主の適格年金契約の給付水準に合わせるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(7) 受益者等が確定拠出年金法第2条第8項《定義》に規定する企業型年金加入者（以下「企業型年金加入者」という。）となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の同条第12項《定義》に規定する個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、同法第54条第1項《他の制度の資産の移換》及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）附則第2条第3項《適格退職年金契約に関する特例》の規定により適格年金契約の資産の移換を行う場合</p> <p>(8) 受益者等が中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項《定義》に規定する退職金共済契約（以下「中小企業退職金共済契約」という。）の被共済者となったため、当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を確定給付企業</p>	<p>(2) 給与水準の引上げ又は定年年齢の引上げ等雇用条件の改善の見返りとして給付の額を減額する場合</p> <p>(3) 事業主が債務超過の状態にある等経営不振の状態に陥ったため、給付の額を減額する場合</p> <p>(4) 運用利回りの著しい低下等の事由により過去勤務債務等の額が著しく増加し、給付の額を減額しなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(5) 合併又は営業の譲渡に伴い、被合併法人又は営業の譲渡を行った事業主の適格年金契約の給付水準に合わせるため、給付の額を減額する場合</p> <p>(6) 受益者等が確定拠出年金法第2条第8項《定義》に規定する企業型年金加入者（以下「企業型年金加入者」という。）となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の同条第12項《定義》に規定する個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、同法第54条第1項《他の制度の資産の移換》及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第22条第1項第3号《他の制度の資産の移換の基準》の規定により適格年金契約の資産の移換を行う場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>年金法附則第28条第1項《適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金共済機構への移換》に規定する被共済者持分額に含めるため、給付の額を減額し、勤労者退職金共済機構に引き渡す場合</u></p> <p>(注) 1 (3)から(8)までの事由により給付の額を減額する場合には、<u>法令附則第17条第4項《適格退職年金契約の変更承認申請》に規定する変更承認申請書又は同条第7項《適格退職年金契約の変更承認届出》に規定する届出書に、加入者の3分の2以上の同意及び加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合の当該労働組合の同意（加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意をもって加入者の3分の2以上の同意に代えることができる。）</u>を得ていることを明らかにする書面を添付する必要があることに留意する。</p> <p>2 (7)の給付の減額を行う場合において、適格年金契約に<u>法令附則第16条第1項第7号八に規定する過去勤務債務等の現在額（以下「過去勤務債務等の現在額」という。）</u>があるときは、<u>同項第9号トの規定の適用があるが、法規附則第5条第2項第2号の規定により当該過去勤務債務等の現在額の一部について過去勤務債務掛金等の払込みを行う場合の法令附則第16条第1項第9号トに規定する払込金額に相当する金額は、法規附則第5条第2項第2号による払込みを行った後の過去勤務債務等の現在額に充てるための払</u></p>	<p>(注) 1 (2)から(6)までの事由により給付の額を減額する場合には、<u>法令第160条第4項《適格退職年金契約の変更承認申請》に規定する変更承認申請書又は同条第7項《適格退職年金契約の変更承認届出》に規定する届出書に、加入者の3分の2以上の同意及び加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合の当該労働組合の同意（加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意をもって加入者の3分の2以上の同意に代えることができる。）</u>を得ていることを明らかにする書面を添付する必要があることに留意する。</p> <p>2 (6)の給付の減額を行う場合において、適格年金契約に<u>法令第159条第1項第6号八に規定する過去勤務債務等の現在額（以下「過去勤務債務等の現在額」という。）</u>があるときは、<u>同項第8号への規定の適用があるが、法規第39条第1項第3号の規定により当該過去勤務債務等の現在額の一部について過去勤務債務掛金等の払込みを行う場合の法令第159条第1項第8号へに規定する払込金額に相当する金額は、法規第39条第1項第3号による払込みを行った後の過去勤務債務等の現在額に充てるための払込金額に相当</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>込金額に相当する金額となることに留意する。</p> <p>( 不当に差別的な取扱い )</p> <p>1 - 27 . . . . . <u>法令附則第16条第 1 項第12号</u> . . . . .</p> <p>( 信託財産等の運用に対する個別の指示 )</p> <p>1 - 28 <u>法令附則第16条第 1 項第13号</u>《個別指示図等の禁止》の資産の運用に関する個別の指示とは、事業主が当該資産の運用につき特定の不動産若しくは有価証券等の取得若しくは処分につき個別の指示をし、又はこれらの財産の数量及び金額並びに購入若しくは売却の時期を個別に指示する等の行為がこれに該当するのであるから留意する。</p> <p>( 注 ) 次の場合は、これに該当しない。</p> <p>(1) 信託契約に係る信託財産の運用に関して締結された投資一任契約の内容が、<u>法令附則第16条第 4 項各号</u>《投資一任契約の内容》に掲げる要件を満たす場合の当該信託契約の内容</p> <p>(2) <u>法令附則第16条第 5 項</u>《現物移管の指図》に規定する要留保額の全部又は一部を他の信託会社等へ移管するために有価証券等の現物移管を行う場合における当該移管に係る事業主の指図</p> <p>(3) <u>法令附則第16条第 2 項</u>《上場株式による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》の規定により<u>過去勤務債務掛金等</u>を上場株式により払い込む場合における当該払込みに係る事業主の指図</p>	<p>する金額となることに留意する。</p> <p>( 不当に差別的な取扱い )</p> <p>1 - 27 . . . . . <u>法令第 159条第 1 項第11号</u> . . . . .</p> <p>( 信託財産等の運用に対する個別の指示 )</p> <p>1 - 28 <u>法令第159条第 1 項第12号</u>《個別指示図等の禁止》の資産の運用に関する個別の指示とは、事業主が当該資産の運用につき特定の不動産若しくは有価証券等の取得若しくは処分につき個別の指示をし、又はこれらの財産の数量及び金額並びに購入若しくは売却の時期を個別に指示する等の行為がこれに該当するのであるから留意する。</p> <p>( 注 ) 次の場合は、これに該当しない。</p> <p>(1) 信託契約に係る信託財産の運用に関して締結された投資一任契約の内容が、<u>法令第159条第 4 項各号</u>《投資一任契約の内容》に掲げる要件を満たす場合の当該信託契約の内容</p> <p>(2) <u>法令第159条第 5 項</u>《現物移管の指図》に規定する要留保額の全部又は一部を他の信託会社等へ移管するために有価証券等の現物移管を行う場合における当該移管に係る事業主の指図</p> <p>(3) <u>法令第159条第 2 項</u>《上場株式による過去勤務債務等に係る掛金の払込み》の規定により<u>過去勤務債務等</u>に係る掛金を上場株式により払い込む場合における当該払込みに係る事業主の指図</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(掛金等の払込遅延)</p> <p>1 - 29 . . . . . <u>法令附則第16条第1項第14号</u> . . . . .</p> <p>第2 特例適格年金契約の要件に関する事項 (年金給付水準)</p> <p>2 - 3 措令第39条の36第5項又は第12項の規定により特例適格年金契約の承認を受けようとする場合において、当該契約の退職年金の給付水準が同条第4項第2号《特例適格退職年金契約の退職年金の給付水準》に規定する「厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に <u>100分の10</u>を乗じて計算した額に相当する水準以上」であるかどうかは、措令第39条の36第18項第2号《特例適格退職年金契約の通常掛金額等》に規定する「通常掛金額等」(以下「通常掛金額等」という。)が同項第3号イ《厚生年金基金水準相当掛金額》に規定する平均標準報酬月額 <u>の1,000分の35に相当する金額に 100分の10</u>を乗じて計算した金額以上かどうかにより判定するものとする。この場合、特例適格年金契約として承認を受けた後において、当該契約の退職年金の給付水準が引き続き同条第4項第2号の要件を満たしているかどうかは、掛金率が変動する制度変更を行った日において変更後の通常掛金額等を基礎として判定するほか、毎年4月1日において前月の通常掛金額等を基礎として判定するものとする。</p> <p>第3 申請手続 (新規契約に係る申請書等の様式)</p>	<p>(掛金等の払込遅延)</p> <p>1 - 29 . . . . . <u>法令第159条第1項第13号</u> . . . . .</p> <p>第2 特例適格年金契約の要件に関する事項 (年金給付水準)</p> <p>2 - 3 措令第39条の36第5項又は第12項の規定により特例適格年金契約の承認を受けようとする場合において、当該契約の退職年金の給付水準が同条第4項第2号《特例適格退職年金契約の退職年金の給付水準》に規定する「厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に <u>100分の30</u>を乗じて計算した額に相当する水準以上」であるかどうかは、措令第39条の36第18項第2号《特例適格退職年金契約の通常掛金額等》に規定する「通常掛金額等」(以下「通常掛金額等」という。)が同項第3号イ《厚生年金基金水準相当掛金額》に規定する平均標準報酬月額 <u>の1,000分の35に相当する金額に 100分の30</u>を乗じて計算した金額以上かどうかにより判定するものとする。この場合、特例適格年金契約として承認を受けた後において、当該契約の退職年金の給付水準が引き続き同条第4項第2号の要件を満たしているかどうかは、掛金率が変動する制度変更を行った日において変更後の通常掛金額等を基礎として判定するほか、毎年4月1日において前月の通常掛金額等を基礎として判定するものとする。</p> <p>第3 申請手続 (新規契約に係る申請書等の様式)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 - 1 <u>法令附則第17条第1項</u> . . . . . <u>法令附則第17条第6項</u> . . . . .</p> <p>( 変更契約に係る申請又は届出の提出区分及び申請書等の様式 )</p> <p>3 - 2 . . . . .</p> <p>(1) <u>法令附則第17条第4項若しくは第7項</u> . . . . .</p> <p>(2) <u>法令附則第17条第6項</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式 )</p> <p>3 - 3 <u>法規附則第6条第3項</u> . . . . .</p> <p>(1) <u>法規附則第6条第3項</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等又は諸届の添付書類等 )</p> <p>3 - 4 . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>. . . . . <u>法令附則第16条第1項各号</u> . . . . .</p> <p>( 注 ) . . . . .</p> <p>2 . . . . . <u>法令附則第16条第1項各号</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等及び諸届の受理等 )</p> <p>3 - 5 . . . . .</p> <p>( 注 ) . . . . .</p> <p>1 <u>法規附則第6条第1項第1号若しくは第2号</u> . . . . .</p>	<p>3 - 1 <u>法令第160条第1項</u> . . . . . <u>法令第160条第6項</u> . . . . .</p> <p>( 変更契約に係る申請又は届出の提出区分及び申請書等の様式 )</p> <p>3 - 2 . . . . .</p> <p>(1) <u>法令第160条第4項若しくは第7項</u> . . . . .</p> <p>(2) <u>法令第160条第6項</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等の記載事項の変更に係る変更届等の様式 )</p> <p>3 - 3 <u>法規第39条の2第3項</u> . . . . .</p> <p>(1) <u>法規第39条の2第3項</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等又は諸届の添付書類等 )</p> <p>3 - 4 . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>. . . . . <u>法令第159条第1項各号</u> . . . . .</p> <p>( 注 ) . . . . .</p> <p>2 . . . . . <u>法令第159条第1項各号</u> . . . . .</p> <p>( 申請書等及び諸届の受理等 )</p> <p>3 - 5 . . . . .</p> <p>( 注 ) . . . . .</p> <p>1 <u>法規第39条の2第1項第1号若しくは第2号</u> . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書等又は諸届の提出の延長)</p> <p>3 - 6 国税庁長官は、<u>申請書等又は諸届を3 - 5に掲げる日までに受理することができない次に掲げるような事由がある場合には、当該申請書等を提出することができることとなる日等を記載した第9号様式「(特例)適格退職年金契約の 提出の延長届」の提出を受けるものとする。</u></p> <p>(1) 災害</p> <p>(2) 合併又はこれに準ずる事実</p> <p>(3) その他やむを得ない事由</p> <p>(新規の適格年金契約の締結)</p> <p>3 - 7 <u>次に掲げる事実が生じたことにより締結した契約に係る法規附則第5条第1項各号の適用は、それぞれ次により取り扱うこととなることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>複数の法人が共同して受託機関と適格年金契約を締結している場合において、当該契約に係る法人の合併(法人を設立する合併に限る。)が行われ、当該合併により設立された法人が当該適格年金契約に係る受益者等を受益者等とする退職年金に関する契約を締結したときの当該契約は、法規附則第5条第1項第2号に規定する退職年金に関する契約に該当する。</u></p> <p>(2) <u>法規附則第5条第1項第3号に規定する分割には、適格年金契約を締結している法人である複数の事業主が法令第4条の2第4項第1号《適格組織再編成における要件》に規定する複数新設分</u></p>	<p>(申請書等の提出の延長)</p> <p>3 - 6 国税庁長官は、<u>申請書等を3 - 5に掲げる日までに受理できない次に掲げるような事由がある場合には、当該申請書等が提出できることとなる日等を記載した第9号様式「(特例)適格退職年金契約の 提出の延長届」の提出を受けるものとする。</u></p> <p>(1) 災害</p> <p>(2) 合併又はこれに準ずる事実</p> <p>(3) その他やむを得ない事由</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>割を行った場合の当該複数新設分割が含まれるが、適格年金契約を締結している法人である事業主が適格年金契約を締結していない法人である事業主との間で複数新設分割を行った場合の当該複数新設分割はこれに該当しない。</u></p> <p><u>(3) 例えば、次に掲げる者は、法規附則第5条第1項第6号に規定する実質的に同一である者に該当する。</u></p> <p><u>イ 個人である事業主がいわゆる法人成した場合の当該法人</u></p> <p><u>ロ 合名会社又は合資会社が解散し、解散前の事業を新たに設立した有限会社又は株式会社において営む場合の当該有限会社又は株式会社</u></p> <p>(合併等の場合における申請手続の特例)</p> <p><u>3 - 8 適格年金契約を締結している事業主に関して合併等があった場合において、やむを得ない事情により、合併法人、分割承継法人又は営業の譲渡を受けた者(以下これらを「合併法人等」という。)がその使用人全員を対象とした退職年金契約を締結することが困難であると認められるときは、合併等前のいずれかの法人に係る使用人を対象とした退職年金契約に基づき、申請書等を提出することができる。</u></p> <p><u>(注) 合併法人等がこの規定の適用を受けた日以後にその使用人全員を対象とした退職年金契約を締結したときであっても、合併等が合併法人等又は被合併法人等(被合併法人、分割法人又は営業の譲渡を行った者をいう。)のいずれかの法人等が合併等</u></p>	<p>(合併等の場合における申請手続の特例)</p> <p><u>3 - 7 適格年金契約を締結している事業主に関して合併又は営業譲渡(以下「合併等」という。)があった場合において、やむを得ない事情により、合併法人等がその使用人全員を対象とした退職年金契約を締結することが困難であると認められるときは、合併等前のいずれかの法人に係る使用人を対象とした退職年金契約に基づき、申請書等を提出することができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の日（合併の日、分割の日又は営業の譲渡の日をいう。）前において適格年金契約を締結していない法人等の間で行われたものである場合には、その締結した退職年金契約は適格年金契約として承認を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>（適格年金契約の変更）</p> <p><u>3 - 9 適格年金契約の変更は、当該契約の締結後又は前回の变更后1年以内はできないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) 財政再計算に伴う退職年金規程の変更があった場合  (2) 定年年齢の変更があった場合  (3) 給料又は賃金等の体系に変更があったことに伴い年金給付額の算定の基礎となる基準給与を変更した場合  (4) 合併等の事実が生じた場合  (5) 共同委託者の追加又は脱退があった場合  (6) 給付の増額等に係る変更時期を労働組合等との協定により変更した場合  (7) 年金数理計算時において予測できなかった事由等が発生したこと起因して年金積立金が不足し、給付に必要な原資の額を一時に払い込む必要が生じた場合</p>	<p>（適格年金契約の再契約等）</p> <p><u>3 - 8 適格年金契約の再契約等の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>同一の事業主について適格年金契約の解除後1年以内の再契約は、原則として承認しないものとする。</u>  (2) <u>適格年金契約にあっては、当該契約の締結後又は前回の变更后1年以内の変更はできないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p>イ 財政再計算に伴う退職年金規程の変更があった場合  ロ 定年年齢の変更があった場合  ハ 給料又は賃金等の体系に変更があったことに伴い年金給付額の算定の基礎となる基準給与を変更した場合  ニ 合併又は営業譲渡等の事実が生じた場合  ホ 共同委託者の追加又は脱退があった場合  ヘ 給付の増額等に係る変更時期を労働組合等との協定により変更した場合  ト 年金数理計算時において予測できなかった事由等が発生したこと起因して年金積立金が不足し、給付に必要な原資の額を一時に払い込む必要が生じた場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(8) <u>加入者が次に掲げる他の年金等の制度（以下「他の年金等の制度」という。）の加入員等となったため、又は既に中小企業退職金共済契約以外の他の年金等の制度の加入員等となっている者に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該他の年金等の制度に係る給付の額に含めるため、当該適格年金契約の一部を解除する場合</u></p> <p>イ <u>厚生年金基金</u></p> <p>ロ <u>確定給付企業年金</u></p> <p>ハ <u>他の適格年金契約</u></p> <p>ニ <u>中小企業退職金共済契約又は所得税法施行令第73条第1項第1号《特定退職金共済団体の要件》に規定する退職金共済契約</u></p> <p>ホ <u>確定拠出年金法第2条第2項《定義》に規定する企業型年金</u></p> <p>(9) <u>受託機関の間で要留保額の移受管を行った場合</u></p> <p>（定型的な契約書の範囲内において変更することができる適格年金契約の変更事項等）</p> <p>3 - 10 . . . . .</p> <p>(1) <u>法令附則第17条第7項</u> . . . . . <u>法令附則第17条第6項</u> . . . . .</p> <p>. . .</p> <p>(2) <u>法令附則第17条第6項</u> . . . . . <u>法令附則第17条第7項</u> . . . . .</p> <p>. . .</p> <p>第4 通達の適用時期</p>	<p>チ <u>加入者が法令第159条第1項第8号イに規定する厚生年金基金、同号ロに規定する他の適格退職年金契約、同号ハに規定する退職金共済契約又は確定拠出年金法第2条第2項《定義》に規定する企業型年金（以下これらを「他の年金等の制度」という。）の加入員等となったため、又は既に他の年金等の制度の加入員等となっている者に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該他の年金等の制度に係る給付の額に含めるため、当該適格年金契約の一部を解除する場合</u></p> <p>リ <u>受託機関の間で要留保額の移受管を行った場合</u></p> <p>（定型的な契約書の範囲内において変更することができる適格年金契約の変更事項等）</p> <p>3 - 9 . . . . .</p> <p>(1) <u>法令第160条第7項</u> . . . . . <u>法令第160条第6項</u> . . . . .</p> <p>(2) <u>法令第160条第6項</u> . . . . . <u>法令第160条第7項</u> . . . . .</p> <p>第4 通達の適用時期</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)・・・改正通達の適用時期)</p> <p><u>この通達による改正後の取扱いは、平成14年4月1日以後の適格年金契約について適用し、同日前の当該契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(経過的取扱い(2)・・・適格年金契約の承認に関する経過措置の適用関係)</p> <p><u>退職年金規程の施行日が平成14年3月31日以前である申請書等が平成14年4月1日以後に提出されたものであり、それが3 - 5に定める期限までに提出されたものである場合には、所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成13年政令第375号)附則第4条第1項《適格退職年金契約の承認に関する経過措置》の適用があるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注)この場合においても、3 - 6に掲げるような事由がある場合には、第9号様式の届出書を提出することにより、申請書等の提出を延長することができることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別表

改 正 後		改 正 前	
申請書等の添付書類		申請書等の添付書類	
添付 順位	新 規 契 約 分	添付 順位	新 規 契 約 分
5	・・・・・・・・法令附則第16条第1項第9号・・・・・・・・	5	・・・・・・・・法令第159条第1項第8号・・・・・・・・
8	法令附則第17条第8項・・・・・・・・法令附則第16条第3項各号・・・・・・・・	8	法令第160条第8項・・・・・・・・法令第159条第3項各号・・・・・・・・
添付 順位	変 更 契 約 分	添付 順位	変 更 契 約 分
3	・・・・・・・・ 法令附則第16条第1項第11号・・・・・・・・	3	・・・・・・・・ 法令第159条第1項第10号・・・・・・・・
6	・・・・・・・・法令附則第16条第1項第9号・・・・・・・・	6	・・・・・・・・法令第159条第1項第8号・・・・・・・・

第1号様式

改 正 後	改 正 前
・・・・・・・・ <u>法人税法施行令附則第17条</u> ・・・・・・・・	・・・・・・・・ <u>法人税法施行令第160条</u> ・・・・・・・・

第 1 号様式付表

改 正 後	改 正 前
・ ・ ・ ・ ・ <u>法人税法施行令附則第17条</u> ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ <u>法人税法施行令第 160条</u> ・ ・ ・ ・ ・

第 2 号の 2 様式付表 1

改 正 後	改 正 前
・ ・ ・ ・ ・ <u>法人税法施行令附則第17条</u> ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ <u>法人税法施行令第 160条</u> ・ ・ ・ ・ ・

第 5 号様式

改 正 後	改 正 前
・ ・ ・ ・ ・ <u>租税特別措置法施行令第39条の36第 4 項第 1 号</u> ・ ・ ・ ・ ・ <u>同条第16項</u> ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ <u>租税特別措置法施行令第39条の36第 5 項第 1 号</u> ・ ・ ・ ・ ・ <u>同条第17項</u> ・ ・ ・ ・ ・

[ 参考 ]

改 正 後	改 正 前
第 1 号様式の記載要領	第 1 号様式の記載要領
5 . . . . .	5 . . . . .
(1) . . . . .	(1) . . . . .
□ . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第 5 項</u> . . . . .	□ . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第 6 項</u> . . . . .
(2) . . . . .	(2) . . . . .
□ . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第12項</u> . . . . .	□ . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .
15 . . . . .	15 . . . . .
(3) . . . . . <u>法令附則第16条第 1 項第 2 号</u> . . . . .	(3) . . . . . <u>法令第 159条第 1 項第 2 号</u> . . . . .
17 . . . . .	17 . . . . .
(2) <u>法令附則第16条第 1 項第 9 号</u> . . . . .	(2) <u>法令第 159条第 1 項第 8 号</u> . . . . .
(3) . . . . . <u>法令附則第16条第 1 項第 7 号</u> . . . . .	(3) . . . . . <u>法令第 159条第 1 項第 6 号</u> . . . . .
20 . . . . .	20 . . . . .
(2) . . . . . <u>措令第39条の36第18項</u> . . . . .	(2) . . . . . <u>措令第39条の36第19項</u> . . . . .
32 「その他の特記事項」欄には、次に掲げる事項を記載します。	32 「その他の特記事項」欄には、次に掲げる事項を記載します。
(1) 既往において、適格年金契約を実施したことがあった場合には、 解約年月日、解約時の受託機関及び解約事由	(1) 既往において、適格年金契約を実施したことがあった場合には、 解約年月日、解約時の受託機関及び解約事由
(2) 使用人総数と加入者数に開差がある場合は、その理由	(2) 使用人総数と加入者数に開差がある場合は、その理由
	(3) <u>中小企業退職金共済法第13条の 2 第 1 項《解約手当金等》の規定により勤労者退職金共済機構から引き渡される金額がある場合</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 所得税法施行令第73条第1項第2号《特定退職金共済団体の要件》に規定する被共済者が適格退職年金の受益者等となったため特定退職金共済団体から引き渡される金額がある場合には当該金額</p> <p>(4) この契約が法規附則第5条第1項のいずれの号に該当するかについて具体的に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2号様式の記載要領</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(イ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項</u> . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第8項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u> . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(1) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項</u> . . . . .</p>	<p>には当該金額</p> <p>(4) 所得税法施行令第73条第1項第2号《特定退職金共済団体の要件》に規定する被共済者が適格退職年金の受益者等となったため特定退職金共済団体から引き渡される金額がある場合には当該金額</p> <p style="text-align: center;">第2号様式の記載要領</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(イ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項</u> . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第6項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第10項</u> . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(1) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項</u> . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u> . . . . .</p> <p>(ホ) . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第4項第1号又は第2号</u> . . . . .</p>	<p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第14項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第10項</u> . . . . .</p> <p>(ホ) . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第5項第1号又は第2号</u> . . . . .</p>
<p>12 「その他の変更事項」欄には、次に掲げるような事項について、その内容を簡記します。</p> <p>(1) 経過措置者の取扱い</p> <p>(2) 転籍又は出向者の取扱い</p> <p>(3) 共同委託（結合）契約における共同委託者（被保険団体構成者又は被共済団体構成者）の一部を除外した場合には、除外された共同委託者（被保険団体構成者又は被共済団体構成者）の名称</p> <p>(4) <u>厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金又は中小企業退職金共済契約（以下「他の企業年金等」という。）へ移行した場合は、他の企業年金等の名称、年金の規約の施行日（厚生年金基金にあってはその設立年月日、中小企業退職金共済契約にあっては退職金共済契約の締結日）、移行に伴う年金財産の処理の明細その他参考事項</u></p> <p>(5) その他上記以外の変更事項で説明を要するもの</p>	<p>12 「その他の変更事項」欄には、次に掲げるような事項について、その内容を簡記します。</p> <p>(1) 経過措置者の取扱い</p> <p>(2) 転籍又は出向者の取扱い</p> <p>(3) 共同委託（結合）契約における共同委託者（被保険団体構成者又は被共済団体構成者）の一部を除外した場合には、除外された共同委託者（被保険団体構成者又は被共済団体構成者）の名称</p> <p>(4) <u>厚生年金基金へ移行した場合は、当該厚生年金基金の名称、基金の設立年月日、移行に伴う年金財産の処理の明細その他参考事項</u></p> <p>(5) その他上記以外の変更事項で説明を要するもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>13 「特記事項」欄には、申請書等の記載事項に係るもので、次に掲げる事項その他参考事項を記載します。</p> <p>(1) 給与体系又は給料、賃金等の体系の変更があった場合は新旧の明細</p> <p>(2) 特例適格年金契約において、前年に特例適格年金契約に係る人数要件の届出書を提出している場合は、前3年間の当該届出書の提出年月日</p> <p>(3) 臨時拠出金の支出が行われた場合は、支出時期と金額</p> <p>(4) 所得税法施行令第73条第1項第2号に規定する被共済者が適格退職年金の受益者等となったため特定退職金共済団体から引き渡される金額がある場合の当該金額</p> <p>(5) 法令附則第16条第1項第11号の規定により給付の減額を行う場合の、当該減額の理由及び労使の合意があったことを証する書類の添付の要否</p> <p style="text-align: center;">第2号の2様式の記載要領</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p><input type="checkbox"/> . . . . .</p> <p>(1) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項</u> . . . . .</p>	<p>13 「特記事項」欄には、申請書等の記載事項に係るもので説明を要するものその他参考事項を記載しますが、次に掲げる事項もこの欄に記載します。</p> <p>(1) 給与体系又は給料、賃金等の体系の変更があった場合は新旧の明細</p> <p>(2) 特例適格年金契約において、前年に特例適格年金契約に係る人数要件の届出書を提出している場合は、前3年間の当該届出書の提出年月日</p> <p>(3) 臨時拠出金の支出が行われた場合は、支出時期と金額</p> <p>(4) <u>中小企業退職金共済法第13条の2第1項の規定により勤労者退職金共済機構から引き渡される金額がある場合の当該金額</u></p> <p>(5) 所得税法施行令第73条第1項第2号に規定する被共済者が適格退職年金の受益者等となったため特定退職金共済団体から引き渡される金額がある場合の当該金額</p> <p>(6) <u>法令第159条第1項第10号の規定により給付の減額を行う場合の、当該減額の理由及び労使の合意があったことを証する書類の添付の要否</u></p> <p style="text-align: center;">第2号の2様式の記載要領</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p><input type="checkbox"/> . . . . .</p> <p>(1) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項</u> . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第8項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第4項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u> . . . . .</p> <p>(ホ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第5項</u> . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(イ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項</u> . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条第7項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u></p> <p>(ホ) . . . . . <u>措令第39条の36第4項第1号又は第2号</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令附則第17条</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第12項</u> . . . . .</p>	<p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第9項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第6項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第4項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第10項</u> . . . . .</p> <p>(ホ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第6項</u> . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>□ . . . . .</p> <p>(イ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項</u> . . . . .</p> <p>(ロ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第14項</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .</p> <p>(ニ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条第7項</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第10項</u></p> <p>(ホ) . . . . . <u>措令第39条の36第5項第1号又は第2号</u> . . . . .</p> <p>(ハ) . . . . . <u>法人税法施行令第160条</u> . . . . . <u>租税特別措置法施行令第39条の36第13項</u> . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 4 号様式の記載要領</p> <p>5 <u>適格年金契約の解除が確定給付企業年金法附則第25条、第26条又は第28条の規定の適用を受ける場合には、「信託財産、保険料積立金又は共済積立金の帰属金額」欄の「事業主」を「資産管理運用機関等」、「厚生年金基金」又は「勤労者退職金共済機構」に訂正したうえで、これらの団体への移換額を記載します。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 号様式の記載要領</p> <p>1 . . . . . <u>措令第39条の36第 4 項第 1 号イ又はロ . . . . . 同条第16項 . . . . .</u></p> <p style="text-align: center;">第 9 号様式の記載要領</p> <p>1 この様式は、<u>第 1 号様式、第 2 号様式、第 2 号の 2 様式の申請書等及び第 4 号様式の諸届の提出を延長する場合に作成し、提出して下さい。</u></p> <p>3 標題部分の空欄には、<u>当該申請書等又は諸届の区分により、「承認申請書」、「変更の承認申請書」、「届出書」、「変更の届出書」又は「解除届」のうち該当するものを記載します。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 号様式の記載要領</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 号様式の記載要領</p> <p>1 . . . . . <u>措令第39条の36第 5 項第 1 号イ又はロ . . . . . 同条第17項 . . . . .</u></p> <p style="text-align: center;">第 9 号様式の記載要領</p> <p>1 この様式は、<u>第 1 号様式、第 2 号様式及び第 2 号の 2 様式の申請書等の提出を延長する場合に作成し、提出して下さい。</u></p> <p>3 標題部分の空欄には、<u>当該申請書等の区分により、「承認申請書」、「変更の承認申請書」、「届出書」又は「変更の届出書」のうち該当するものを記載します。</u></p>